

国立市都市公園における移動等円滑化の基準に関する条例の概要

1 条例制定の背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」が成立したことにより、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。）（以下「法」という。）」第13条が改正されました。

このことにより、これまで法第2条第13号の規定による特定公園施設の新設、増設又は改築を行う場合の移動等円滑化基準は国土交通省令（以下「省令」という。）で定められていましたが、都市公園における特定公園施設に係る基準については、省令で定める基準を参酌して、各公園管理者等が条例で定めることとされました。

2 条例制定の考え方

東京都の「東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例」（以下「都条例」という。）は、平成24年12月に公布され、平成25年4月1日から施行されます。

東京都では、以前からバリアフリー基準を定め、「東京都福祉のまちづくり条例」が施行されてきました。

都条例は、この「東京都福祉のまちづくり条例」で規定した基準を基にして規定されており、省令を参酌し、省令にない基準又は省令より厳しい基準については、都独自の基準として定めています。

国立市では従来、「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、都市公園を含む公共施設のバリアフリー化を実施してきましたので、今後も都条例との整合を図りつつ、都条例のうち国立市には適合せず、又は該当しない規定は、国立市に適合させた規定とし、又は除外して、条例を定めました。

3 国土交通省令及び都条例との主な相違点

- (1) 縁石、街渠^{きよ}等により通路に段差が生じる場合は、5パーセント以下（構造上等やむを得ない場合は、8パーセント以下）の勾配ですりつけ、やむを得ず段差を残す場合は、2センチメートル以下とすることとしています（省令には縁石、街渠^{きよ}等の通路に生じる段差については規定がない。）（条例第3条第5項、及び条例施行規則）。
- (2) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設するか、併設することが困難な場合は、階段昇降機を設置することとしています（都条例では、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機等を設置することとしている。）（条例第3条第3項）。
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合（複数の駐車場を設置する場合を含む。）は、1か所以上は、当該駐車場の駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上の車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設を設置しなければならないとしています（都条例では、当該駐車場の駐車台数が200台以下の場合に、当該駐車台数に50分の1（200台を超える場合には100分の1）を乗じて得た数以上の車椅子使用者用駐車施設を設置することとしている。）（条例第6条）。